

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年5月26日（火）

2 発生日

令和8年5月10日（日）から同年5月14日（木）までの間

3 被害品

現金532万円

4 被害者

和歌山県西牟婁郡白浜町内居住 40歳代 女性

5 状況

令和8年5月10日午後1時ころ、被害者の携帯電話に「+1」から始まる番号から着信があり、電話に出ると債権会社の従業員を名乗る男性から「あなた名義のクレジットカードで携帯電話が購入され、カードの支払いが滞納されている。身に覚えがなければ被害届を出したほうが良い。電話を切らずに「#9110」を押して緊急窓口につないで下さい。」等と言われ、その番号を押したところ、京都府警察の警察官を名乗る男性に代わり、「あなた名義の口座、携帯の契約が、詐欺事件に関わっている。あなたには詐欺、名義貸し、1億3千万円の金銭授受に関する容疑がかかっている、あなたの身柄を拘束しないとイケない。」等と言われました。

被害者は、その男性から、「口外しないこと、行動を逐一報告すること、ネット検索しないこと、ビデオ通話状態にして毎日過ごすことを守れば、身柄拘束、家宅捜索、口座凍結をしないで済む捜査方法に切り替えることが出来る。」と言われ、さらに検事を名乗る男性に電話が代わり、「その捜査方法を認めるためには、あなたが逃亡しないことを担保するために裁判所に、報酬金の4%にあたる532万円を振り込まないといけない。」等と言われ、被害者は、令和8年5月14日に現金532万円を指定された口座に振込みました。

後日、再び警察官を名乗る男性から、「新たに別事件でも、あなたに容疑がかかった。倍の金額を用意する必要がある。」等と連絡を受けたことで、被害者が夫に相談したところ、詐欺に気づいたものです。

6 その他

詐欺電話の遮断には「国際電話利用休止申込み」や「警察庁推奨アプリ」の利用が大変効果的です。

詳しくは「#みんとめ」を検索、または最寄りの警察署にお問い合わせください。

万が一、知らない番号から電話を受けた場合はすぐに通話を切り、相談無料の

『ちょっと確認電話』 0120-508（これは）-878（わなや）  
に確認してください。